

令和8年 春の交通安全県民運動 奈良県実施要綱

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

運動期間

令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

令和7年度交通安全ポスター金賞受賞作品



大淀町立大淀桜ヶ丘小学校6年(当時)
河内 めいさんの作品



天理市立南中学校2年(当時)
安井 芯さんの作品

《主唱》 奈良県・奈良県交通対策協議会

運動の重点

1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- 通学路、未就学児を中心に日常的にこどもが集団で移動する経路等において見守り活動を推進しましょう。
- 「生活道路は人が優先」という意識で運転しましょう。
- 道路を横断する時は必ず信号を守り、横断歩道を渡りましょう。
- 歩きスマホは危険なのでやめましょう。
- 夜間歩行時は、反射材用品等を活用しましょう。

県内統一デー：4月15日（水）

2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

- 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視は絶対にやめましょう。
- 交通ルールを守り「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って歩行者優先の運転をしましょう。
- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をみんなで広げましょう。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ってハンドルを握り、悪質・危険な妨害運転はやめましょう。
- 車などを運転する際は、ドライブレコーダーを付けましょう。
- シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法と正しい着座方法に心掛けましょう。
- 高速乗合バスや貸切バス等の乗車時は必ずシートベルトを着用しましょう。
- 高齢で運転に不安になった時には、安全運転相談窓口へ相談しましょう。
- 二輪車を運転する時は、乗車用ヘルメットの顎紐を緩み無く締め、正しく着用し、プロテクターも着用しましょう。

県内統一デー：4月7日（火）

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 令和8年4月1日から、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則告知制度が導入されますので、交通ルールを守って、安全運転をしましょう。
- 自転車や電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に乗るときはヘルメットの着用を徹底し、交通ルールを守って、事故防止に努めましょう。
- スマートフォン等を操作しながらの運転、傘差し等による片手運転、イヤホン等を使用した運転は危険なのでやめましょう。

県内統一デー：4月6日（月）

4月10日（金）は交通事故死ゼロを目指す日です（全国一斉）

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



自転車保険に加入しましょう

- 奈良県では条例により自転車保険への加入が義務となっています。
- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の事故に備え、自転車保険に必ず加入しましょう。



シカメットくん